

2025年4月16日
国土交通省航空局
内閣府宇宙開発戦略推進事務局

【第5回官民協議会から】構成員からの主な意見

構成員からの意見	構成員からの意見	回答
①試験飛行について (PDエアロスペース)	サブオービタル機開発のスピードを落とさないような環境整備をお願いしたい。 (ご意見の例) ・飛行許可の取得に非常に多くの時間と労力を要する。	・航空法における各種許可は、それぞれ必要な安全確保に関する視点が異なるため、今後の本邦事業者の開発の進捗等に応じて事業者側に過度な負担とならないよう、必要な許認可の手のあり方を検討してまいりたいと考えておりますので、事業者からも前広に事前相談をお願いします。
②試験飛行の事故判定について (PDエアロスペース)	・指令停止も事故扱いとなる。	・事故調査は、事故等における被害の軽減に寄与するために行われるものであり、空の安全確保のために重要なものです。一方で、事故調査に多大な労力を要することを理由に、事業者の開発に影響が出ることは望ましくないとのご意見を踏まえ、開発中の機体等に対する事故調査等について、関係機関とも相談していきたいと考えております。
③無人機の事故及び重大インシデントの条件付き適用除外 (IHIエアロスペース)	・機体開発目的の飛行について、事前にリスク低減措置がとられていること等の条件付きで適用除外できないか	・②に同じ
④宇宙往還機の飛行に必要な枠組み整備 (IHIエアロスペース)	・ディセントフェーズも含めた基準の整備	・宇宙活動法の見直しにおいて、再使用型や再突入行為に関する制度の検討を行っております。
⑤再突入時に関する許認可（兼松）	・米国打上の場合は、米国FAAの許認可が適用される（Part 450）。日本打上の場合は宇宙活動法の管轄下での再突入・着陸か否か。	・④に同じ